

## 主 文

本件上告を棄却する。

## 理 由

弁護人荒木宏の上告趣意は、事実誤認、単なる法令違反の主張であつて、刑訴法四〇五条の上告理由にあたらない。（なお、本件上告趣意書は、弁護士西井善一も連名で記載されているが、同人は当審の弁護人として選任されておらず、また原審弁護人の資格でみずから上告申立をした者でもないから、弁護人荒木宏の上告趣意として取り扱う。）

よつて、同法四一四条、三八六条一項三号により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

昭和四四年二月二二日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官	草 鹿	浅 之 介
裁判官	城 戸	芳 彦
裁判官	色 川	幸 太 郎
裁判官	村 上	朝 一